

本庄産農産物魅力発信事業業務委託 業務仕様書

第1 業務名称

本庄産農産物魅力発信事業業務委託

第2 目的

本市は、全国的に注目度、需要が高まっている埼玉県オリジナル品種のいちご「あまりん」の作付面積において、県内1位の実績を誇り、各種コンテストで最高賞を受賞する農業者を輩出している。また、きゅうり、たまねぎ、なす、レタス等の農産物についても、産出額が県内トップクラスであり、有数の産地である。

このことを踏まえて、以下のことを目的として本事業を実施する。

- ① イベント等を通じて、本庄産農産物に対する市民の理解を深め、愛着の醸成を図る。
- ② SNSやWEBツールを活用した広報を実施し、本庄産農産物に対する市外の方の認知度向上を図る。
- ③ 本庄産農産物を「買う・食べる・知ることができる」場としてイベントを開催することで、本市への誘客促進及び本庄産農産物の消費拡大を図る。

第3 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

第4 提案上限額

金5,574,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

第5 事業の概要

○農産物マルシェの開催（年3回程度開催予定）

本庄産農産物を「買う・食べる・知ることができる」場としてイベント（以下「農産物マルシェ」という。）を履行期間内に3回程度実施する。うち1回は、令和5年度から実施している、市外や県外からの集客効果の高いイベント「ほんじょうプレミアムストロベリーマーケット」を実施し、いちご以外の農産物の販売やPRにも注力する。本イベント以外は、ほかの農産物（野菜や花）を主として取り扱うものを想定しており、幅広い層に会場してもらえよう、根底になるテーマは一貫して持ちつつも規模やコンセプト、ターゲットを開催ごとにアレンジするなど工夫を施す。

また、農産物マルシェでは、野菜や花き等の販売に加えて、飲食店や販売店等の商業分野との連携により、来場者が食べること・体験することを通じて本庄産農産物の魅力を体感できる場を用意する。

【ほんじょうプレミアムストロベリーマーケットの概要】

開催日：開催日は、令和9年2月中旬の1日を予定。ただし、荒天等の場合は中止とする。

会場：本庄総合公園 カミケンシルクドーム（本庄総合公園体育館）玄関前

内容（昨年度実績）：本庄産あまりんの販売（生産者団体3者による。計1,000箱程度を販売）
飲食店等（キッチンカー5台、テント出店14者）による本庄産あまりんを使ったスイーツの販売
市内生産者による農産物の販売（生産者4者）

来場者数（昨年度実績）：約7,000名

○本庄産農産物を知る機会の創出

農産物マルシェ開催時に、来場者の本庄産農産物への理解を促進するブースを設置し、子どもから大人まで幅広い年齢層の人が楽しみながら本庄産農産物について理解を深められる機会を創出する。

○SNSやWEBの活用によるデジタル情報発信

SNSやWEB媒体を活用して本庄産農産物の魅力について情報発信を行うとともに、農産物マルシェの開催について情報発信を行う。

第6 業務内容の詳細

1 農産物マルシェの企画・運営

(1) 実施要件

回数：3回程度（うち1回は「ほんじょうプレミアムストロベリーマーケット」とする。）

時期：発注者と協議の上決定すること。

日数：各回1日以上

場所：市内外の公共施設や民間集客施設等とし、多くの来場者や出店者を見込める場所を提案して発注者と協議の上で決定すること。

品目：本庄産農産物のうち、コンセプトや時期を踏まえて選定すること。

(2) 業務内容

ア. 農産物マルシェの企画

(ア) 本事業の目的達成のための一貫したテーマを設定した上で、それぞれの開催ごとにターゲット（ペルソナ）やコンセプトを設定すること。

(イ) 農産物マルシェは、本庄産農産物を「買う・食べる・知ることができる」場とすること。

(ウ) 農産物マルシェでは、本庄産農産物又は本庄産農産物を使用した加工品を必ず販売すること。その他の出店者については、原則発注者から出店依頼又は募集等をし、発注者と協議の上で決定する。なお、農産物以外の出店（飲食やワークショップ等）については、市外事業者等（市外に本拠を有する者）の出店を可能とするが、市内事業者等（市内に本拠を有する者）を必ず含めることとし、市内事業者等の出店を優先的に取り扱うこと。

イ. 農産物マルシェの運営

(ア) 発注者と協議の上、農産物マルシェの実施スケジュール、運営マニュアル、実施体制、人

員配置計画等を作成すること。

- (イ) 食品衛生法や消防法をはじめ関係法令等を遵守し、保健所や消防署等に対し必要な届出又は申請を適切に行うこと。なお、当該届出等に要する費用は委託料に含めるものとする。
- (ウ) 農産物マルシェの会場を用意し、必要な手続きを行うこと。ただし、「ほんじょうプレミアムストロベリーマーケット」の会場は発注者が手配する。
- (エ) 農産物マルシェの開催にあたり、必要な機材や備品等の調達、会場設営等を行い、それに係る費用はすべて委託料に含めること。なお、本市が所有するテントや机等の備品を、他の業務に支障のない範囲で貸与することができる。
- (オ) 開催当日は、会場（駐車場を含む。）や会場付近における来場者や出店者等の安全管理のほか、安全な搬入出の対策を講じること。また、警備業法等の関係法令を遵守し、必要に応じてスタッフや警備員を配置する等の対応を取ること。なお、この際に生じる人件費等は委託料に含めるものとする。
- (カ) 農産物マルシェの終了後、当日に撤収作業を行い、速やかに会場の原状回復を行うこと。また、会場の清掃、ごみの収集・運搬を行い、廃棄物が排出される場合は適正に処理すること。
- (キ) 荒天や自然災害等により、安全かつ円滑な実施が困難と発注者が判断した場合は、原則として農産物マルシェ開催前の最終開庁日の正午までに、中止等の対応について受注者に通知するものとする。なお、緊急性が高いものについては、当日判断する場合もある。
- (ク) その他農産物マルシェの運営にあたっては、発注者と協議の上、必要な対応・調整を行うこと。

ウ. 農産物マルシェの広報

- (ア) 農産物マルシェの開催を広く告知し集客につなげるために、チラシやポスター等の広報物を毎回作成し、配布や設置を行うこと。広報物の規格や数量は、発注者と協議の上で決定する。
- (イ) 広報物に掲載するため必要な写真撮影、画像収集及びそれらの写真や画像の使用許諾確認等を行うこと。
- (ウ) チラシやポスター等の紙媒体に限らず、SNS等のWEB媒体も積極的に活用すること。有料広告を配信する場合は、その費用を委託料に含めること。
- (エ) 発注者が広告宣伝等を実施する際（農政課公式インスタグラムや本庄市ホームページを想定）に使用できる素材（画像等）を用意すること。
- (オ) そのほか効果的と思われるPR手法について発注者と協議の上、委託料の範囲内で実施することができる。

エ. 効果検証

- (ア) 農産物マルシェで購入された農産物の品目・数量・金額を実施回ごとに出店者から取りまとめ発注者に報告すること。
- (イ) 農産物マルシェにおいて、本庄産農産物に対する認知度や意識、本市の農業全般に関する意見等を調査する来場者アンケートを毎回実施すること。
- (ウ) 来場者アンケートでは、来場者の属性（居住地、性別、年代等）を把握すること。

(エ) 来場者アンケートの項目は、発注者と協議の上で決定すること。

(オ) 来場者アンケートの実施にあたっては、より多くの回答を得られるように工夫すること。

また、デジタルな手法で実施すること。

(カ) 来場者の属性及びアンケートの集計と分析を行い、結果をまとめて発注者に報告すること。

オ. 関係各所との調整

受注者は、農産物マルシェの開催にあたって、生産者や出店事業者、会場関係者等、必要な関係各所との調整を行うこと。

2 本庄産農産物を知る機会の創出

(1) 概要

農産物マルシェの際に、子どもから大人まで世代問わず様々な人が楽しみながら本庄産農産物について知ることができ、理解を深めることができるような企画（以下「本庄産農産物を知るブース」という。）を実施すること。

例)・糖度計を用いたあまりの甘さの体験

・野菜の食味比較

・本庄市の土を使った実験（この土質だからこの野菜が良く育つ等を科学的に見せる。） 等

(2) 業務内容

ア. 農産物マルシェのうちいずれか1回以上において「本庄産農産物を知るブース」を設置すること。

イ. 受注者は、「本庄産農産物を知るブース」の企画・準備・当日の運営を行うこと。企画内容は受注者が提案し、発注者と協議の上で決定する。

ウ. 「本庄産農産物を知るブース」では、単なるパネル展示等にとどまることなく、本庄産農産物の美味しさの理由や生産方法などについて来場者が体感しながら学べる工夫を施すこと。

エ. 必要に応じて講師等を依頼してもよいが、講師に支払う謝礼や交通費等については、すべて委託料に含めること。

オ. 実施にあたって必要な資材、備品等は受注者が手配し、それに係る費用はすべて委託料に含めること。

カ. 受注者は、実施にあたって必要な関係各所との調整を行うこと。

3 SNSやWEBの活用によるデジタル情報発信

受注者は、市内外問わず多くの人に広く本庄産農産物の魅力を発信し、また農産物マルシェへの参加を促すことを目的として、SNS等のWEB媒体を活用した効果的な情報発信について提案し実施すること（例：広告配信、インフルエンサータイアップ、ランディングページの作成等）。その際、単に農産物マルシェの開催情報を記載するだけでなく、本庄産農産物の魅力が伝わるよう内容を工夫すること。

情報発信にあたっては、本市へ来訪の可能性がある関東在住の20代～40代の男女を主たるターゲットに据えることとする。発信の手法や時期等については、農産物マルシェの開催時期を考慮し

て、最もPR効果の高いと考えられる方法を提案し実施すること。

なお、広告等のためにバナー等が必要になる場合には、バナー等は受注者が作成すること。

第7 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備し、業務全体を統率する総括責任者及び進行管理者を置くこと。

また、本業務の担当所管との打合せ協議は、毎月1～3回程度、対面又はWEB会議にて実施し、連絡を密に取り、情報共有をすること。

第8 関係機関連絡調整会議及び庁内会議への同席

受注者は、イベント含む本業務の実施に係る関係機関との調整や情報交換を目的とする連絡調整会議及び庁内における主要な会議には、原則として発注者とともに同席すること。また、会議では必要に応じて説明等を行うほか、事前資料の作成等、準備を行うこと。

第9 再委託の禁止

受注者は、本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、業務の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、業務遂行上における単なる発注行為（例：成果品に係る印刷、撮影など）についてはこの限りでない。

第10 損害賠償

受注者は、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について一切の責任を負い、発注者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、発注者と協議の上で対応にあたること。

第11 報告及び検査

- 1 全体業務完了の際、受注者は「委託業務完了通知書（発注者の指定する様式）」及び「実績報告書（任意様式）」を提出すること。なお、履行期間の終了日までに提出することとし、提出方法は書面（持参もしくは郵送）又は電子データ（メール送付）による。
- 2 発注者は前項において提出のあった委託業務完了通知書に基づき完了検査を実施する。なお、完了検査は履行期間内に行う。

第12 委託料の支払

- 1 本業務に係る全ての経費は、委託金額に含まれるものとする。
- 2 受注者は、第11に定める委託業務完了通知書及び実績報告書を発注者に提出し、検査に合格したときは、委託料の請求ができるものとする。
- 3 委託料の支払は、発注者が適切な請求を受理した日から30日以内に受注者へ支払うものとする。
- 4 農産物マルシェがやむを得ず中止となった場合には、委託料の支払について発注者と受注者双方

で協議するものとする。

第13 著作権の譲渡

- 1 本業務の作成物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に発注者に無償で譲渡する。
- 2 前項に関し、次のいずれかの者に本業務の作成物に係る著作権が帰属している場合には、受注者は、予め受注者とその者との書面により当該著作権を受注者に譲渡させるものとする。
 - (1) 受注者の従業員
 - (2) 本契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の発注先の法人又はその従業員
- 3 発注者は、作成物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該作成物の内容を受注者（前項に該当する場合にあつては、前項各号に掲げる者を含む。以下同じ。）の承諾なく自由に公表することができる。
- 4 作成物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のために二次使用する場合は、発注者と受注者双方協議の上で決定するものとする。

第14 個人情報の管理

受注者は、この契約による事務を処理するため本市が保有する個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。また、本業務を通じて取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令に基づき、適正に取り扱うものとする。

なお、業務終了後又は委託契約が解除された後においても同様とし、再委託事業者についても同様とする。

第15 その他の留意事項

- 1 受注者は、業務着手時に、業務全体のスケジュールを明記した業務計画書を提出すること。
- 2 本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議の上、対応すること。
- 3 受注者は、本業務に関して知りえた秘密を他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。業務終了後、又は委託契約が解除された後においても同様とする。